



## 納税相談関係書類を誤送付

個人情報に記載された納税相談関係書類を、本来の受取人ではない別人に発送していたことが判明した。

本市は、本来の受取人に対し本件の経緯について説明し、謝罪するとともに、納税相談関係書類を手渡した。

今後は、個人情報保護の意識を徹底し、再発防止のため、発送事務に当たって二重チェックなどを行う。

### 送付件数

1件

### 納税相談関係書類の記載内容

住所、氏名、電話番号、勤務先、1カ月当たりの収支、納税すべき額等

### 経緯

令和5年9月7日、納税課から郵送された書類を受け取った市民から、自分とは無関係の書類が届いたとの連絡を受け、誤送付が判明。同月8日に納税課に来られた同人から、全ての書類の返却を受けた。

同月12日に納税相談関係書類の本来の受取人と連絡が取れ、面談の日時を約する。

同月14日に本来の受取人と面談し、本件の経緯について説明し、謝罪するとともに、納税相談関係書類を手渡した。

### 原因および再発防止策

今回の誤送付は、納税相談関係書類の送付状の作成中に、納税課の窓口に来られた別の市民に対応するためシステムの照会画面を切り替え、その対応を終えた後、従前の画面に戻すことを失念し、別の市民の送付状を印刷したことによるものであった。

今後は、個人情報保護の意識を徹底し、再発防止のため、職員が個別に行っていた発送事務に当たって二重チェック（文書作成職員とは別の職員が住所、氏名を確認した上で封かんする。）などを行う。

問い合わせ 納税課 TEL072・754・6225